氏名（本籍）	荻原　園子（愛知県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位番号	乙第２７号
学位授与の日付	２０２６年９月１５日
学位授与の要件	学位規則第５条第２項の規定該当
学位論文題目	生江孝之の社会事業思想 -欧米社会事業の受容と近代日本における展開
研究審査委員	主　査　木全　和巳　日本福祉大学　教授 副　査　児玉　善郎　日本福祉大学　教授 〃　大谷　京子　日本福祉大学　教授 学外審査委員　杉山　博昭　ノートルダム清心女子大学人間生活学部　教授

論文内容の要旨

本研究は、戦前日本の社会事業家・生江孝之（1867-1957）の社会事業思想が、いかなる歴史的経験、思想的条件、実践的課題を通じて形成され、再構成されたのかを明らかにすることを目的としている。従来の研究は、生江の活動を制度史や評伝的整理のなかで位置づけてきたが、その思想形成の過程を、欧米社会事業の受容、近代日本における社会事業の制度化、および慈善から社会事業への転換との関係において総体的に検討する視点はなお十分ではなかった。そこで本研究は、生江の欧米視察経験を思想形成の重要な契機として位置づけ、思想・実践・制度の相互作用、ならびに国際的交流の文脈から、生江の社会事業思想の展開過程を分析している。なお、総頁数は 345 頁、図 21 点、表 14 点、年表 1、引用参考文献は（日 316 点・英 56 点）372 点である。

序章では、生江の社会事業思想を検討するための論文全体の研究枠組みを提示している。生江の社会事業理解を、欧米制度の単なる受容としてではなく、日本社会の歴史的・制度的文脈に即して構成した上で、慈善から社会事業への移行を断絶としてではなく、倫理、公共性、制度が再編されていく連続的過程として把握する視角を提示している。

第 1 章では、近代国家形成期における社会変動を背景として、生江の初期思想がいかなる歴史的・思想的条件のもとで形成されたのかを検討している。分析の結果、戊辰戦争後の士族解体、キリスト教受容、近代監獄制度との接触を通じて、後の社会事業思想を支える倫理的基盤が形成されたことを明らかにしている。

第 2 章では、第 1 回欧米視察（1900-04）とりわけアメリカ留学を通じて、生江が慈善・救済をいかなる制度理解と原理のもとで把握するに至ったのかを検討している。生江は、アメリカ各地の監獄、感化院、少年司法機関、セツルメントを訪問し、矯正・感化をめぐる当時の先進的理念と実践に接した。この視察経験は、慈善・救済制度の単なる移植ではなく、社会を組織化し、問題に対応するための原理を獲得する過程であったことを確認している。

第 3 章では、日露戦争前後の社会変動を背景として、神戸戦役紀念保育会の成立と運営を中心に、都市における慈善・感化救済事業の展開と、生江の社会事業観の形成過程を検討している。戦役紀念保育会は、出征軍人家族の救護を出発点としつつ、保育・衛生・教育を含む総合的な児童保護事業へと展開した点に特徴があるとする。本章では、同会が民間慈善としての性格を保持しながらも、地域社会の支持を得て制度化へと接続する契機を内在させていたことを明らかにしている。

第 4 章では、第 2 回欧米視察（1908-09）を通じて、生江の社会事業思想が、個別的救済から都市

社会全体を対象とする社会行政理解へと転回・深化した過程を検討している。ヨーロッパにおける都市自治、社会改良運動、田園都市構想等の視察経験を分析した結果、生江は社会問題を個別制度の問題としてではなく、都市生活の構造的問題として把握する視座を獲得したことを明らかにしている。

第5章では、近代日本における社会事業の成立を、制度の導入としてではなく、慈善を支えてきた倫理的前提と公共性の再編過程として捉え、その転換における生江の役割を検討している。慈善の思想的系譜、生江の慈善批判、さらに内務省嘱託としての実践を分析した結果、生江は慈善の倫理的動機を否定したのではなく、それを民主的・集合的責任としての制度的公共性へと再編成する構想を提示していたことを明らかにしている。

第6章では、『社会事業綱要』を中心に、生江における貧困の表象と救済規範を分析している。貧困の類型化、すなわち自然貧・個人貧・社会貧の整理、戦前アメリカの社会事業の推進に尽力したディヴァインとの比較、および講義録の検討を通じて、生江の貧困観は欧米理論の単なる受容ではなく、日本的文脈に即した再構成として形成されていたことを明らかにしている。

第7章では、世界恐慌から満州事変に至る昭和前期の社会的危機のもとで、制度への包摂と倫理的抵抗との緊張関係を検討している。内務省辞職後、生江は日本基督教連盟の社会信条の制定および実施促進に関与し、救護法実施促進運動にも積極的に加わった。これらの活動から、生江がキリスト教社会事業家としての原点に立ち返りつつ、社会的危機に対して発言と実践を継続していたことを明らかにしている。

第8章では、麻薬中毒者救護会の活動と戦時厚生事業を対象として、戦時期における生江の社会事業実践の可能性と限界を検討している。分析の結果、麻薬中毒者救護会の事業は、国家総動員体制への制度的包摂と、それに対する倫理的緊張とが交錯する場において展開されていたことを明らかにしている。

終章では、この研究の分析結果を総括している。本研究により、第一に、生江の社会事業理解は、国家と民間、制度と倫理、公共性と個人の道徳的自律を調整する実践的領域として形成されていたこと、第二に、欧米視察は制度導入の経験ではなく、価値と主体の翻訳過程であったこと、第三に、その思想は倫理的使命と制度的要請との緊張関係を内在させていたことを明らかにしている。加えて、生江という個別事例の分析を通じて、近代日本の社会事業思想が、人間の救済を志向する倫理と、社会を制度的に編成しようとする実践的課題とのあいだで形成されていたことを明らかにしている。

論文審査結果の要旨

１．審査経過

2026年7月9日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において荻原園子氏の審査請求論文が受理され、木全和巳、児玉善郎、大谷京子の3名による審査委員会が設置された。また、杉山博昭氏（ノートルダム清心女子大学教授）を学外審査委員とすることが決まった。学内審査委員は、それぞれに提出論文を精査したうえで2026年8月3日18時30分より審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。引き続き荻原氏への最終試験（口頭試問及び英語力審査）を実施した。終了後、最終試験の結果について審議するとともに、学外審査委員からの審査報告書（2026年8月18日付）を総合して協議のうえ、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

２．論文の評価

上記の論文内容の要旨を踏まえ、荻原氏の論文の研究の学術的意義は、生江の社会事業思想の形成過程の分析を通じて、近代日本における社会事業の成立を、制度、法令、組織の形成だけでなく、社会問題の認識、救済の倫理、公共的責任、実践主体の形成を含む思想史的過程として提示した点にある。また、生江を制度形成の担い手であると同時に、国内外の社会事業理解を媒介した主体として捉えることにより、人物史、思想史、社会事業史を架橋する視点を示したことにある。

限界と課題としては、生江という一人の社会事業家を対象としており、明らかにした思想形成の構造を、近代日本の社会事業全体に一般化することはできないこと、生江の著作、講演、活動記録を中心としており、施設利用者、貧困者、児童、被差別部落の住民、在日朝鮮人、麻薬中毒者など、救済の対象とされた人びとの経験や応答を十分に明らかにできていないこと、などが指摘できる。

本論文の評価すべき点として、以下を挙げることができる。

第１の評価点は、社会事業史における生江の貢献や位置づけについて、出身地などの人間関係やキリスト教信仰など多様な側面から論じ、背景としてのみ語られてきた海外渡航についても詳細に取り上げ、社会事業の全体的構造のなかで丁寧に考察し、社会事業論や実践への影響を分析していることである。

第２の評価点は、いわば体制側の人物として批判的に扱われやすかった生江について、実践者として、信仰者として、個人的な悩みを抱える一人の人間として、これまで軽視されてきた側面を、逆に全面に押し出して新たな生江像を描き出したことである。

審査委員からは、第一次審査での指摘を受け止めての訂正、修正、加筆がなされ、精錬された論文に仕上がったことを評価しつつ、まだ、先行研究、研究目的、課題、結論という流れの一貫性に不十分さが感じられることが指摘された。また、戦前の日本におけるキリスト教と社会事業との関連、戦時体制における生江の時局への対応の限界の指摘、本研究の現代的な意義などについて質問がなされた。荻原氏は、どの質問に対してもていねいに受けとめ適切な応答がなされた。

最後に、学外審査委員の杉山博昭氏からは、「生江研究の水準を著しく向上させたものとして非常に高く評価できる。社会事業史研究への寄与がきわめて大きいだけではなく、貧困研究、キリスト教史研究などさまざまな領域においても有意義な成果である。付随的なことだが、海外の社会事業に関して、あまり知られていない事象を掘り起こして明らかにしていることも興味深い。」との論文評価が得られたことを付しておく。なお、杉山氏から指摘された資料文献の年号などの記載ミスなどの指摘については、正誤表の提出での対応を求める予定である。

３．最終試験（学力の確認）の結果

2026 年 8 月 3 日、荻原園子氏の最終試験（口頭試問および英語力審査）を実施した。はじめに氏が事前に用意した説明資料を配布し、第１次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所（①先行研究の記述の不十分さ、②研究目的と対照した時の終章の記述の不十分さ、③基本概念の定義が不十分で各章を通して一貫して使用されていないことなど）とともに、本論文で独自に明らかにした点や研究の意義についての説明がなされた。続いて、前項で述べた課題を中心に、審査委員による試問を実施した。一つひとつの指摘に対して、本論文において到達できている部分と残された課題を整理した上で真摯に応答した。残された課題については、今後の研究に期待することで審査委員会の意見は一致した。

最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。本研究に関連する EDWARD T. DEVINE (1922) SOCIAL WORK の一部を直前に配布し、指示した部分について、英文の読み上げとその日本語訳を求めたところ、適切に応答がなされた。

４．結論

本審査委員会は、学位申請者　荻原園子氏は日本福祉大学学位規則第 12 条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上